

改 正 後	改 正 前
<p>（用途による不動産取得税の非課税）</p> <p>第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一 四の九 （略）</p> <p>四の十 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が当該事業（利用定員が六人以上であるものに限る。）の用に供する不動産</p> <p>五 十八 （略）</p> <p>（不動産取得税の課税標準の特例）</p> <p>第七十三条の十四</p> <p>1 10 （略）</p> <p>11 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の算定については、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。</p>	<p>（用途による不動産取得税の非課税）</p> <p>第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一 四の九 （略）</p> <p>（新規）</p> <p>五 十八 （略）</p> <p>（不動産取得税の課税標準の特例）</p> <p>第七十三条の十四 （略）</p> <p>1 10 （略）</p> <p>（新規）</p>

12 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十

一項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の算定については、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

13 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十

二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が五人以下であるものに限る。）の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の算定については、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

（固定資産税の非課税の範囲）

第三百四十八条 市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区に対しては、固定資産税を課することができない。

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。
。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合においては、当該固定資産の所有者に課することができる。

一〇の九 （略）

十の十 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三

（新規）

（新規）

（固定資産税の非課税の範囲）

第三百四十八条 市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区に対しては、固定資産税を課することができない。

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。
。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合においては、当該固定資産の所有者に課することができる。

一〇の九 （略）

（新規）

第十二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が当該事業（利用定員が六人以上であるものに限る。）の用に供する固定資産
十一～十九（略）

（変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例）
第三百四十九条の三

1～29（略）

30 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

31 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

32 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が五人以下であるものに限る。）の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に対して課する

（新規）

（新規）

（新規）

固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

33・34 (略)

(事業所税の非課税の範囲)

第七百一条の三十四

1・2 (略)

3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に対しては、事業所税を課することができない。

一〜十の八 (略)

十の九 児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第十二項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設

十一〜二十九 (略)

(事業所税の非課税の範囲)

第七百一条の三十四

1・2 (略)

3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に対しては、事業所税を課することができない。

一〜十の八 (略)

(新規)

十一〜二十九 (略)

○ 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
<p>別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）</p>					
<p>関税率法 別表の番号</p> <p>（省略） ○四〇二・一〇</p>	<p>品名</p> <p>（省略） 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％以下のものに限り。） 一 砂糖を加えたもの （省略） 二 その他のもの （一） 小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校若しくは</p>	<p>税率</p> <p>（省略）</p>	<p>関税率法 別表の番号</p> <p>同上 ○四〇二・一〇</p>	<p>品名</p> <p>同上 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％以下のものに限り。） 一 砂糖を加えたもの 同上 二 その他のもの （一） 小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校若しくは</p>	<p>税率</p> <p>同上</p>

は幼稚園の児童、生徒若しくは幼児、政令で定める児童福祉施設の児童又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第九項、第一〇項若しくは第一二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）

(1) 学校等給食用のもの
のうち
この号の二の(一)の(1)及び第〇四〇二・二一号の二の(一)に掲げる粉状、粒状その他の固形状のミ

は幼稚園の児童、生徒若しくは幼児又は政令で定める児童福祉施設の児童の給食用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）

(1) 学校等給食用のもの
のうち
この号の二の(一)の(1)及び第〇四〇二・二一号の二の(一)に掲げる粉状、粒状その他の固形状のミ

(1) 独立行政法人農畜 産業振興機構が加 工原料乳生産者補 給金等暫定措置法	(二) その他のもの 数量以内のもの 係る共通の限度 外の脱脂粉乳に 学校等給食用以 外の脱脂粉乳に 学校等給食用以 外の脱脂粉乳に 係る共通の限度 数量以内のもの	(2) 飼料用のもの うち 学校等給食用以 外の脱脂粉乳に 学校等給食用の脱脂 粉乳に係る共通 の限度数量」と いう。～以内の もの 無税	ルク及びクリー ムのうち学校等 給食用のものに ついて、七、二 六四トンを基準 とし、当該年度 における国内需 要見込数量、国 際市況その他の 条件を勘案して 政令で定める数 量（以下この項 において「学校 等給食用の脱脂 粉乳に係る共通 の限度数量」と いう。～以内の もの 無税
	無税	無税	

(1) 独立行政法人農畜 産業振興機構が加 工原料乳生産者補 給金等暫定措置法	(二) その他のもの 数量以内のもの 係る共通の限度 外の脱脂粉乳に 学校等給食用以 外の脱脂粉乳に 学校等給食用以 外の脱脂粉乳に 係る共通の限度 数量以内のもの	(2) 飼料用のもの うち 学校等給食用以 外の脱脂粉乳に 学校等給食用の脱脂 粉乳に係る共通 の限度数量」と いう。～以内の もの 無税	ルク及びクリー ムのうち学校等 給食用のものに ついて、七、二 六四トンを基準 とし、当該年度 における国内需 要見込数量、国 際市況その他の 条件を勘案して 政令で定める数 量（以下この項 において「学校 等給食用の脱脂 粉乳に係る共通 の限度数量」と いう。～以内の もの 無税
	無税	無税	

(省略)	(省略)	(省略)	同上	同上	同上	
	<p>(2) 第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの ち その他のものうち 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの</p>	<p>二五% 二五%</p>	一七・〇三	一七〇三・一〇	<p>(2) 第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの ち その他のものうち 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの</p>	<p>二五% 二五%</p>
			<p>糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。） 甘しや糖みつ 二 その他のものうち 関税率法第一三条 第一項の規定の適用 を受けないもの うち アルコールの製造 用のものうち、 この号の二及び第 一七〇三・九〇号 の二に掲げる糖み つについて、当該 年度におけるかん</p>			

関税定率法		品名						
日まで	月三	八年三	ら平成	日か	年四月	平成七	税	
日まで	月三	九年三	ら平成	日か	年四月	平成八		
日まで	月三	一〇年	ら平成	日か	年四月	平成九		
三一日	年三月	成一	から平	月一日	〇年四	平成一		率
三一日	年三月	成一	から平	月一日	一年四	平成一		
三一日	年三月	成一	から平	月一日	二年四	平成一		

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の六関係)

(省略)
(省略)
(省略)

関税定率法		品名						
日まで	月三	八年三	ら平成	日か	年四月	平成七	税	
日まで	月三	九年三	ら平成	日か	年四月	平成八		
日まで	月三	一〇年	ら平成	日か	年四月	平成九		
三一日	年三月	成一	から平	月一日	〇年四	平成一		率
三一日	年三月	成一	から平	月一日	一年四	平成一		
三一日	年三月	成一	から平	月一日	二年四	平成一		

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の六関係)

同上	一七〇三・九〇
同上	二 その他のもの その他のもののうち 関税率法第一三条 第一項の規定の適用 を受けないものう ち アルコールの製造 用のもので、共通 の限度数量以内の もの
同上	無税 無税

別表の番号	(省略)	に輸入されるもの	に輸入されるもの	でに入されるもの	までに輸入されるもの	までに輸入されるもの	までに輸入されるもの
○四〇二・一〇	(省略) 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％以下のものに限る。） 一 砂糖を加えたもののうち 二 その他のもの (一) 小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児、政令で定める児童福祉施設の児童又は児童福祉法第六条の三第九項、第一〇項若しくは第一二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）のうち	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
別表の番号	同上	に輸入されるもの	に輸入されるもの	でに入されるもの	までに輸入されるもの	までに輸入されるもの	までに輸入されるもの
○四〇二・一〇	同上 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％以下のものに限る。） 一 砂糖を加えたもののうち 同上 二 その他のもの (一) 小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児又は政令で定める児童福祉施設の児童の給食用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）のうち	同上	同上	同上	同上	同上	同上
別表第一第〇四〇二・一〇号	その他のものうち	一キロ	一キロ	一キロ	一キロ	一キロ	一キロ
別表第一第〇四〇二・一〇号	の二の(一)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	グラム	グラム	グラム	グラム	グラム	グラム
別表第一第〇四〇二・一〇号	の二の(二)に掲げる税率の適用	につき	につき	につき	につき	につき	につき
別表第一第〇四〇二・一〇号	の二の(三)に掲げる税率の適用	銭	銭	円	三三銭	六七銭	九二円
別表第一第〇四〇二・一〇号	の二の(四)に掲げる税率の適用	円	円	円	九七円	九四円	九二円
別表第一第〇四〇二・一〇号	の二の(五)に掲げる税率の適用	円	円	円	三三銭	六七銭	九二円

(省略)									
(省略)									を受けるもの以外のもの
(省略)	三銭	五円三	き一〇	ムにつ	ログラ	び一キ	四%及	二四・	
(省略)	七銭	二円六	き一〇	ムにつ	ログラ	び一キ	八%及	二三・	
(省略)		〇円	き一〇	ムにつ	ログラ	び一キ	二%及	二三・	
(省略)	銭	円三三	き九七	ムにつ	ログラ	び一キ	五%及	二二・	
(省略)	銭	円六七	き九四	ムにつ	ログラ	び一キ	九%及	二一・	
(省略)		円	き九二	ムにつ	ログラ	び一キ	三%及	二一・	
同上									
同上									を受けるもの以外のもの
同上								同上	
同上								同上	
同上								同上	
同上								同上	
同上								同上	
同上								同上	
同上								同上	

○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税） 第七十条の二の二 平成二十五年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に、個人（教育資金管理契約を締結する日において三十歳未満の者に限る。）が、その直系尊属と信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたもの）に限り、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次項において「受託者」という。）との間の教育資金管理契約に基づき信託の受益権（以下この項及び第四項において「信託受益権」という。）を取得した場合、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を教育資金管理契約に基づき銀行等（銀行その他の預金又は貯金の受入れを行う金融機関として政令で定める金融機関をいう。次項及び第四項において同じ。）の営業所、事務所その他これらに準ずるものでこの法律の施行地にあるもの（第七項を除き、以下この条において「営業所等」という。）において預金若しくは貯金として預入をした場合又は教育資金管理契約に基づきその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭若しくはこれに類するものとして政令で定めるもの（以下この条において「金銭等」という。）で金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二</p>	<p>（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税） 第七十条の二の二 平成二十五年四月一日から平成二十七年十二月三十一日までの間に、個人（教育資金管理契約を締結する日において三十歳未満の者に限る。）が、その直系尊属と信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたもの）に限り、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次項において「受託者」という。）との間の教育資金管理契約に基づき信託の受益権（以下この項及び第四項において「信託受益権」という。）を取得した場合、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を教育資金管理契約に基づき銀行等（銀行その他の預金又は貯金の受入れを行う金融機関として政令で定める金融機関をいう。次項及び第四項において同じ。）の営業所、事務所その他これらに準ずるものでこの法律の施行地にあるもの（以下この条において「営業所等」という。）において預金若しくは貯金として預入をした場合又は教育資金管理契約に基づきその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭若しくはこれに類するものとして政令で定めるもの（以下この条において「金銭等」という。）で金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八</p>

十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。次項及び第四項において同じ。）の営業所等において有価証券を購入した場合
には、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち千五百万円までの
金額（既にこの項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しな
かつた金額がある場合には、当該算入しなかつた金額を控除した残額）に
相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入しない。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め
るところによる。

一 教育資金 次に掲げる金銭をいう。

イ 省 略

ロ 学校等以外の者に、教育に関する役務の提供の対価として直接支
払われる金銭その他の教育を受けるために直接支払われる金銭で政
令で定めるもの

二 教育資金管理契約 個人（以下この条において「受贈者」という。

）の教育に必要な教育資金を管理することを目的とする契約であつて
次に掲げるものをいう。

イ 省 略

ロ 当該受贈者と銀行等との間の普通預金その他の財務省令で定める
預金又は貯金に係る契約で次に掲げる事項が定められているもの

(1) 教育資金の支払に充てるために預金又は貯金を払い出した場合
には、当該受贈者は銀行等に第七項に規定する領収書等を提出す
ること。

(2) 省 略

に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。次項及び第四項にお
いて同じ。）の営業所等において有価証券を購入した場合には、当該信
託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち千五百万円までの金額（既にこ
の項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額があ
る場合には、当該算入しなかつた金額を控除した残額）に相当する部分
の価額については、贈与税の課税価格に算入しない。

2 同 上

一 同 上

イ 同 上

ロ 学校等以外の者に、教育に関する役務の提供の対価として直接支
払われる金銭その他の教育のために直接支払われる金銭で政令で定
めるもの

二 同 上

イ 同 上

ロ 同 上

(1) 教育資金の支払に充てるために預金又は貯金を払い出した場合
には、当該受贈者は銀行等に第七項に規定する領収書等を提出す
ることが定められているものであること。

(2) 同 上

ハ 当該受贈者と金融商品取引業者との間の有価証券の保管の委託に係る契約で次に掲げる事項が定められているもの

- (1) 教育資金の支払に充てるために有価証券の譲渡、償還その他の事由により金銭の交付を受けた場合には、当該受贈者は金融商品取引業者に第七項に規定する領収書等を提出すること。

(2) 省 略

三・四 省 略

五 教育資金支出額 第八項の規定により取扱金融機関（受贈者の直系尊属と教育資金管理契約を締結した受託者又は受贈者と教育資金管理契約を締結した銀行等若しくは金融商品取引業者をいう。第七項を除き、以下この条において同じ。）の営業所等において教育資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいう。

3 省 略

4 受贈者が既に教育資金非課税申告書を提出している場合（当該教育資金非課税申告書に記載された金額が千五百万円に満たない場合に限る。）において、当該教育資金非課税申告書に係る教育資金管理契約に基づき、当該受贈者が新たにその直系尊属の行為により信託受益権を取得したとき、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をしたとき、又はその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入したときは、当該受贈者は、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額について第一項の規定の適用を受け

ハ 同 上

- (1) 教育資金の支払に充てるために有価証券の譲渡、償還その他の事由により金銭の交付を受けた場合には、当該受贈者は金融商品取引業者に第七項に規定する領収書等を提出することが定められているものであること。

(2) 同 上

三・四 同 上

五 教育資金支出額 第八項の規定により取扱金融機関（受贈者の直系尊属と教育資金管理契約を締結した受託者又は受贈者と教育資金管理契約を締結した銀行等若しくは金融商品取引業者をいう。以下この条において同じ。）の営業所等において教育資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいう。

3 同 上

4 受贈者が既に教育資金非課税申告書を提出している場合（当該教育資金非課税申告書に記載された金額が千五百万円に満たない場合に限る。）において、当該教育資金非課税申告書に係る教育資金管理契約に基づき、当該受贈者が新たにその直系尊属の行為により信託受益権を取得したとき、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をしたとき又はその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入したときは、当該受贈者は、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額について第一項の規定の適用を受け

けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書（次項及び第六項において「追加教育資金非課税申告書」という。）を当該教育資金非課税申告書を提出した取扱金融機関の営業所等を経由し、新たに信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、第一項の規定の適用を受けることができる。

5・6 省略

7 第一項の規定の適用を受ける受贈者は、政令で定めるところにより選択した次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までに、教育資金の支払に充てた金銭に係る領収書その他の書類又は記録でその支払の事実を証するもの（相続税法第二十一条の三第一項第二号の規定の適用を受けた贈与により取得した財産が充てられた教育費に係るもの及び次条第二項第一号に規定する結婚・子育て資金の支払に充てた金銭に係る同条第七項に規定する領収書等であつて同項の規定により同条第二項第五号に規定する取扱金融機関の同条第一項に規定する営業所等に提出したものを除き、その支払が少額の支払として財務省令で定める金額以下のものである場合における当該支払の事実を記載した書類として財務省令で定める書類を含む。以下この条において「領収書等」という。）を第二項第五号に規定する取扱金融機関の第一項に規定する営業所等に提出しなければならない。

一・二 省略

8～10 省略

二 前項第一号又は第三号に掲げる事由に該当したことにより教育資金管

ようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書（次項及び第六項において「追加教育資金非課税申告書」という。）を当該教育資金非課税申告書を提出した取扱金融機関の営業所等を経由し、新たに信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、第一項の規定の適用を受けることができる。

5・6 同上

7 第一項の規定の適用を受ける受贈者は、政令で定めるところにより選択した次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までに、教育資金の支払に充てた金銭に係る領収書その他の書類又は記録でその支払の事実を証するもの（相続税法第二十一条の三第一項第二号の規定の適用を受けた贈与により取得した財産が充てられた教育費に係るものを除く。以下この条において「領収書等」という。）を取扱金融機関の営業所等に提出しなければならない。

一・二 同上

8～10 同上

二 前項第一号又は第三号に掲げる事由に該当したことにより教育資金管

理契約が終了した場合において、当該教育資金管理契約に係る非課税拠出額から教育資金支出額（第十五項の規定による訂正があつた場合には、その訂正後のものとし、第二項第一号口に掲げる教育資金については、五百万円を限度とする。次項において同じ。）を控除した残額があるときは、当該残額については、当該教育資金管理契約に係る受贈者の前項第一号又は第三号に定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する。

12～16 省略

17 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、教育資金管理契約の終了に関する調査の提出に関する調査については、当該教育資金管理契約の終了に関する調査を提出する義務がある者に質問し、その者の教育資金管理契約に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第十八項及び第七十条の十三第四項第三号において同じ。）その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

18～21 省略

（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）

第七十条の二の三 平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日

理契約が終了した場合において当該教育資金管理契約に係る非課税拠出額から教育資金支出額（第十五項の規定による訂正があつた場合には、その訂正後のものとし、第二項第一号口に掲げる教育資金については、五百万円を限度とする。次項において同じ。）を控除した残額があるときは、当該残額については、当該教育資金管理契約に係る受贈者の前項第一号又は第三号に定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する。

12～16 同上

17 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、教育資金管理契約の終了に関する調査の提出に関する調査については、当該教育資金管理契約の終了に関する調査を提出する義務がある者に質問し、その者の教育資金管理契約に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第七十条の十三第四項第三号において同じ。）その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

18～21 同上

（新規）

までの間に、個人（結婚・子育て資金管理契約を締結する日において二十歳以上五十歳未満の者に限る。）が、その直系尊属と信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限るものとし、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次項及び第十項において「受託者」という。）との間の結婚・子育て資金管理契約に基づき信託の受益権（以下この項及び第四項において「信託受益権」という。）を取得した場合、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を結婚・子育て資金管理契約に基づき銀行等（銀行その他の預金又は貯金の受入れを行う金融機関として政令で定める金融機関をいう。次項及び第四項において同じ。）の営業所、事務所その他これらに準ずるものでこの法律の施行地にあるもの（第七項を除き、以下この条において「営業所等」という。）において預金若しくは貯金として預入をした場合又は結婚・子育て資金管理契約に基づきその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭若しくはこれに類するものとして政令で定めるもの（以下この条において「金銭等」という。）で金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。次項及び第四項において同じ。）の営業所等において有価証券を購入した場合には、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち千万円までの金額（既にこの項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額がある場合には、当該算入しなかつた金額を控除した残額）に相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入しない。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 結婚・子育て資金 次に掲げる金銭をいう。

イ 前項の規定の適用を受ける個人（以下この条において「受贈者」という。）の結婚に際して支出する費用で政令で定めるものに充てる金銭

ロ 受贈者（当該受贈者の配偶者を含む。）の妊娠、出産又は育児に要する費用で政令で定めるものに充てる金銭

二 結婚・子育て資金管理契約 結婚・子育て資金を管理することを目的とする契約であつて次に掲げるものをいう。

イ 受贈者の直系尊属と受託者との間の信託に関する契約で次に掲げる事項が定められているもの

(1) 信託の主たる目的は、結婚・子育て資金の管理とされていること。

(2) 受託者がその信託財産として受け入れる資産は、金銭等に限られるものであること。

(3) 当該受贈者を信託の利益の全部についての受益者とするものであること。

(4) その他政令で定める事項

ロ 受贈者と銀行等との間の普通預金その他の財務省令で定める預金又は貯金に係る契約で次に掲げる事項が定められているもの

(1) 結婚・子育て資金の支払に充てるために預金又は貯金を払い出した場合には、当該受贈者は銀行等に第七項に規定する領収書等

を提出すること。

(2) その他政令で定める事項

ハ 受贈者と金融商品取引業者との間の有価証券の保管の委託に係る契約で次に掲げる事項が定められているもの

(1) 結婚・子育て資金の支払に充てるために有価証券の譲渡、償還

その他の事由により金銭の交付を受けた場合には、当該受贈者は金融商品取引業者に第七項に規定する領収書等を提出すること。

(2) その他政令で定める事項

三 結婚・子育て資金非課税申告書 前項の規定の適用を受けようとする旨、受贈者の氏名及び住所又は居所その他財務省令で定める事項を記載した申告書をいう。

四 非課税拠出額 結婚・子育て資金非課税申告書又は第四項に規定する追加結婚・子育て資金非課税申告書に前項の規定の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額をいう。

五 結婚・子育て資金支出額 第八項の規定により取扱金融機関（受贈者の直系尊属と結婚・子育て資金管理契約を締結した受託者又は受贈者と結婚・子育て資金管理契約を締結した銀行等若しくは金融商品取引業者をいう。第七項を除き、以下この条において同じ。）の営業所等において結婚・子育て資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいう。

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする受贈者が結婚・子育て資金非課税申告書を当該結婚・子育て資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等を経由し、信託がされる日、預金若しくは貯

金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

4 受贈者が既に結婚・子育て資金非課税申告書を提出している場合（当該結婚・子育て資金非課税申告書に記載された金額が千万円に満たない場合に限る。）において、当該結婚・子育て資金非課税申告書に係る結婚・子育て資金管理契約に基づき、当該受贈者が新たにその直系尊属の行為により信託受益権を取得したとき、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をしたとき、又はその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入したときは、当該受贈者は、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額について第一項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書（次項及び第六項において「追加結婚・子育て資金非課税申告書」という。）を当該結婚・子育て資金非課税申告書を提出した取扱金融機関の営業所等を経由し、新たに信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、第一項の規定の適用を受けることができる。

5 前二項の場合において、第三項の結婚・子育て資金非課税申告書又は前項の追加結婚・子育て資金非課税申告書がこれらの規定に規定する取扱金融機関の営業所等に受理されたときは、これらの申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

6 結婚・子育て資金非課税申告書は、受贈者が既に結婚・子育て資金非課税申告書を提出している場合（既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書に係る結婚・子育て資金管理契約が第十一項第三号に掲げる事由に該当したことにより終了している場合を除く。）には提出することができないものとし、結婚・子育て資金非課税申告書に第一項の規定の適用を受けるものとして記載された金額が千円を超えるものである場合又は追加結婚・子育て資金非課税申告書に係る結婚・子育て資金管理契約について既に受理された結婚・子育て資金非課税申告書及び追加結婚・子育て資金非課税申告書に同項の規定の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額が千円を超えるものである場合には、取扱金融機関の営業所等は、これらの申告書を受理することができない。

7 第一項の規定の適用を受ける受贈者は、政令で定めるところにより選択した次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までに、結婚・子育て資金の支払に充てた金銭に係る領収書その他の書類又は記録でその支払の事実を証するもの（相続税法第二十一条の三第一項第二号の規定の適用を受けた贈与により取得した財産が充てられた生活費又は教育費に係るもの及び前条第二項第一号に規定する教育資金の支払に充てた金銭に係る同条第七項に規定する領収書等であつて同項の規定により同条第二項第五号に規定する取扱金融機関の同条第一項に規定する営業所等に提出したもの（同条第七項に規定する財務省令で定める書類に記載された支払に係る領収書その他の書類又は記録でその支払の事実を証するものを含む。）を除く。以下この条において「領収書等」という。）を、第二項第五号に規定する取扱金融機関の第一項に規定する営

業所等に提出しなければならない。

一 結婚・子育て資金の支払に充てた金銭に相当する額を払い出す方法により専ら払出しを受ける場合 当該領収書等に記載された支払年月日から一年を経過する日

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年三月十五日

8 取扱金融機関の営業所等は、前項の規定により受贈者から提出を受けた領収書等により払い出した金銭が結婚・子育て資金の支払に充てられたことを確認し、当該領収書等に記載された支払の金額及び年月日について記録をし、かつ、当該領収書等を受領した日から当該受贈者に係る結婚・子育て資金管理契約が終了した日の属する年の翌年三月十五日後六年を経過する日までの間、財務省令で定める方法により当該領収書等及び当該記録（第十項第三号の規定による記録を含む。）を保存しなければならない。

9 第七項第二号に掲げる場合において、その年中に払い出した金銭の合計額がその年中に結婚・子育て資金の支払に充てたものとして提出を受けた領収書等（当該領収書等に記載された支払年月日その他の記録によりその年中に結婚・子育て資金の支払に充てられたことを確認できるものに限る。）により結婚・子育て資金の支払に充てたことを確認した金額の合計額を下回るときは、前項の規定により取扱金融機関の営業所等が記録する金額は、当該払い出した金銭の合計額を限度とする。

10 贈与者（受託者との間の結婚・子育て資金管理契約に基づき受贈者を受益者とする信託をした当該受贈者の直系尊属又は受贈者に対し結婚・

子育て資金管理契約に基づき預金若しくは貯金の預入若しくは有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与をした当該受贈者の直系尊属をいう。)が第一項の規定の適用に係る結婚・子育て資金管理契約に基づき信託をした日、同項の規定の適用に係る結婚・子育て資金管理契約に基づき預金若しくは貯金をするための金銭の書面による贈与をした日又は同項の規定の適用に係る結婚・子育て資金管理契約に基づき有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与をした日からこれらの結婚・子育て資金管理契約の終了の日までの間に、当該贈与者が死亡した場合には、次に定めるところによる。

一 当該贈与者に係る受贈者は、当該贈与者が死亡した事実を知った場合には、速やかに、当該贈与者が死亡した旨を取扱金融機関の営業所等に届け出なければならない。

二 当該贈与者に係る受贈者については、当該贈与者が死亡した日における非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額(第十六項の規定による訂正があつた場合には、その訂正後のものとし、第二項第一号に掲げる結婚・子育て資金については、三百万円を限度とする。第十二項及び第十三項において同じ。)を控除した残額として政令で定める金額(以下この項及び第十二項において「管理残額」という。)を当該贈与者から相続(当該受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈。次号及び第四号並びに同項において同じ。)により取得したものとみなして、相続税法その他相続税に関する法令の規定を適用する。

三 取扱金融機関の営業所等は、前号の規定により相続により取得した

ものとみなされた管理残額及び当該贈与者が死亡した日を記録しなければならぬ。

四 第二号の規定により管理残額を相続により取得したものとみなされる場合における相続税法第十八条の規定の適用については、同条第一項中「相続税額」とあるのは、「相続税額（租税特別措置法第七十条の二の三第十項第二号（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）の規定の適用がある場合には、同号に規定する管理残額に対応する相続税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した相続税額）」とする。

五 当該贈与者から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかつた受贈者に係る相続税法第十九条の規定の適用については、同条第一項中「遺贈」とあるのは、「遺贈（租税特別措置法第七十条の二の三第十項第二号（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）の規定によりみなされる相続又は遺贈を除く。）」とする。

11 結婚・子育て資金管理契約は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める日のいずれか早い日に終了するものとする。

- 一 受贈者が五十歳に達したこと 当該受贈者が五十歳に達した日
- 二 受贈者が死亡したこと 当該受贈者が死亡した日
- 三 結婚・子育て資金管理契約に係る信託財産の価額が零となつた場合、結婚・子育て資金管理契約に係る預金若しくは貯金の額が零となつた場合又は結婚・子育て資金管理契約に基づき保管されている有価証券の価額が零となつた場合において受贈者と取扱金融機関との間でこ

これらの結婚・子育て資金管理契約を終了させる合意があつたこと 当該結婚・子育て資金管理契約が当該合意に基づき終了する日

12 前項第一号又は第三号に掲げる事由に該当したことにより結婚・子育て資金管理契約が終了した場合において、当該結婚・子育て資金管理契約に係る非課税抛出资额から結婚・子育て資金支出額（第十項第二号の規定により相続により取得したものとみなされた管理残額を含む。次項において同じ。）を控除した残額があるときは、当該残額については、当該結婚・子育て資金管理契約に係る受贈者の前項第一号又は第三号に定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する。

13 第十一項第二号に掲げる事由に該当したことにより結婚・子育て資金管理契約が終了した場合には、当該結婚・子育て資金管理契約に係る非課税抛出资额から結婚・子育て資金支出額を控除した残額については、贈与税の課税価格に算入しない。

14 取扱金融機関の営業所等の長は、結婚・子育て資金管理契約が終了した場合には、当該結婚・子育て資金管理契約に係る受贈者の氏名及び住所又は居所その他の財務省令で定める事項を記載した調書（第十八項及び第十九項において「結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書」という。）を当該結婚・子育て資金管理契約が終了した日（当該結婚・子育て資金管理契約が第十一項第二号に掲げる事由に該当したことにより終了した場合には、取扱金融機関の営業所等の長が当該事由を知つた日）の属する月の翌々月末日までに当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

15 税務署長は、次に掲げる事実を知つた場合には、取扱金融機関の営業

所等の長にその旨その他の財務省令で定める事項を通知するものとする。

一 受贈者が結婚・子育て資金の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が結婚・子育て資金の支払に充てられていないこと。

二 当該受贈者に係る結婚・子育て資金非課税申告書が二以上の取扱金融機関の営業所等に提出されていること又は当該受贈者に係る非課税扱出額が千万円を超えること。

16 取扱金融機関の営業所等の長は、前項の規定による税務署長からの通知（同項第一号に掲げる事実に係るものに限る。）を受けたときは、当該通知に基づき第八項の記録を訂正しなければならない。

17 第三項から第九項まで、第十一項及び前三項に定めるもののほか、第一項、第十項、第十二項及び第十三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

18 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書の提出に関する調査については必要があるときは、当該結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書を提出する義務がある者に質問し、その者の結婚・子育て資金管理契約に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

19 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

20 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十八項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

21 第十八項及び第十九項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

22 前項に定めるもののほか、第十九項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。